

令和7年12月22日発行

項 目		内 容		適 用 時 期 等																												
所 得 税	年収の壁の178万円への引上げ	所得税の負担開始水準が現行の160万円から下記①～④の合計の178万円に引き上げられます。(①と②は消費者物価指数の上昇率6%を考慮) ①合計所得金額が2,350万円以下の個人の基礎控除額が58万円から4万円引き上げられ、62万円になります。 ②給与所得控除の最低保障額が65万円から4万円引き上げられ、69万円になります。 ③基礎控除額が加算される特例が5万円引き上げられ、最大42万円になります。(合計所得金額が132万円以下の場合、37→42万円と5万円引上げ) ④給与所得控除の最低保障額の特例が新設され、5万円追加となります。		①②③ 令和8年分以後の所得税について適用 ④ 令和8年・9年の所得税について適用																												
	基礎控除額の加算の特例の拡充	令和8～9年の基礎控除額が加算される特例の対象が拡大され、合計所得金額489万円以下の方は基礎控除額が特例込みで104万円となり、給与所得控除額が特例込みで74万円となり合計で178万円が所得から控除できるようになります(現行は所得水準に応じ段階的に控除額が減少)。		令和8年分以後の所得税について適用																												
	扶養控除等の見直し	①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げられます。 ②ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げられます。 ③勤労学生の合計所得金額要件が89万円以下(現行:85万円以下)に引き上げられます。		令和8年分以後の所得税について適用																												
	住宅ローン減税の延長・見直し	<table><tr><th rowspan="2">住宅の区分</th><th colspan="2">特例対象個人※1</th><th colspan="2">左記以外</th></tr><tr><th>新築等</th><th>既存住宅</th><th>新築等</th><th>既存住宅</th></tr><tr><td>認定住宅</td><td>5,000万円</td><td rowspan="2">4,500万円</td><td>4,500万円</td><td rowspan="2">3,500万円</td></tr><tr><td>ZEH水準省エネ住宅</td><td>4,500万円</td><td>3,500万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>3,000万円※2</td><td>3,000万円</td><td>2,000万円※2</td><td>2,000万円</td></tr><tr><td>上記以外</td><td colspan="4">2,000万円</td></tr></table> ※1 下記のいずれかの個人 ・年齢40歳未満であって配偶者を有する者 ・年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者 ※2 適用年は令和8年・9年		住宅の区分	特例対象個人※1		左記以外		新築等	既存住宅	新築等	既存住宅	認定住宅	5,000万円	4,500万円	4,500万円	3,500万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	省エネ基準適合住宅	3,000万円※2	3,000万円	2,000万円※2	2,000万円	上記以外	2,000万円				令和12年12月31日の居住開始までに延長	
	住宅の区分	特例対象個人※1			左記以外																											
		新築等	既存住宅	新築等	既存住宅																											
	認定住宅	5,000万円	4,500万円	4,500万円	3,500万円																											
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円																														
省エネ基準適合住宅	3,000万円※2	3,000万円	2,000万円※2	2,000万円																												
上記以外	2,000万円																															
NISAの拡充	NISAの口座開設可能年齢の下限が撤廃され、18歳未満でも口座が開設できるようになります。 <table><tr><th></th><th colspan="2">つみたて投資枠</th><th>成長投資枠</th></tr><tr><td>対象年齢</td><td colspan="2">0～17歳</td><td>18歳以上</td></tr><tr><td>年間投資枠</td><td>60万円</td><td>120万円</td><td>240万円</td></tr><tr><td>非課税保有限度額</td><td>600万円</td><td>自動的に移行</td><td>1,800万円 1,200万円</td></tr><tr><td>投資対象</td><td colspan="2">積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託</td><td>上場株式・公募等株式投資信託等</td></tr><tr><td>払出し</td><td colspan="2">一定の要件の下、12歳以降払出しが可能</td><td>制限なし</td></tr></table>			つみたて投資枠		成長投資枠	対象年齢	0～17歳		18歳以上	年間投資枠	60万円	120万円	240万円	非課税保有限度額	600万円	自動的に移行	1,800万円 1,200万円	投資対象	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募等株式投資信託等	払出し	一定の要件の下、12歳以降払出しが可能		制限なし	令和9年分以後の所得税から適用					
	つみたて投資枠		成長投資枠																													
対象年齢	0～17歳		18歳以上																													
年間投資枠	60万円	120万円	240万円																													
非課税保有限度額	600万円	自動的に移行	1,800万円 1,200万円																													
投資対象	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募等株式投資信託等																													
払出し	一定の要件の下、12歳以降払出しが可能		制限なし																													
暗号資産の譲渡所得に係る課税の見直し	居住者等が、暗号資産取引業(仮称)を行う者に対して一定の暗号資産を譲渡等した場合には、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されることとなります(現行は総合課税)。		金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に行う譲渡等について適用																													
青色申告特別控除の見直し	一定の要件の見直しの上、青色申告特別控除が各10万円ずつ引き上げられ、55万円は65万円に、65万円は75万円になります。		令和9年分以後の所得税について適用																													
防衛特別所得税(仮称)の創設	①防衛特別所得税(仮称)が創設され、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて課税されます(基準所得税額の計算は復興特別所得税と同様)。 ②復興特別所得税の税率が1.1%(現行:2.1%)に1%引き下げられ、課税期間が令和29年まで(現行:令和19年まで)に10年間延長されます。		①令和9年分以後の当分の間 ②令和9年から適用され、令和29年まで延長																													
ふるさと納税の見直し	ふるさと納税について、個人住民税所得割額の2割と定額控除限度額193万円(給与収入の場合1億円相当)のいずれかが低い金額までとなります。		令和10年分以後の個人住民税について適用																													

項 目		内 容	適 用 時 期 等
所 得 税	極めて高い水準にある高所得者層に対する課税強化の見直し	税負担の公平性の観点から極めて高い水準にある高所得者層に対する負担の適正化のための措置が見直しされ、課税対象が拡大されます。 <u>下記の②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税</u> ①その年分の基準所得税額 ②(その年分の基準所得金額 - 特別控除額1.65億円) × 30% 現行は特別控除額が3.3億円、税率は22.5%	令和9年分以後の所得税について適用
相 続 税	貸付用不動産の評価方法の見直し	貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得または新築をした一定の貸付用不動産(※1)は、課税時期における通常の取引価額(※2)に相当する金額で評価することになります。不動産小口化商品(※3)についても同様の改正が行われます。 ※1 改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る)に新築した家屋(同日に建築中のものを含む)には適用されません。 ※2 課税上の弊害がない限り、取得価額に地価の変動等を考慮して計算した価額の80%に相当する金額 ※3 不動産小口化商品については取得時期に関係なく適用	令和9年1月1日以後の相続等により取得する財産の評価について適用
	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、令和8年3月31に終了となります(同日までに拋出された金銭等は引き続き適用可)。	令和8年3月31日に終了
	非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限の延長	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の適用に必要な手続きである特例承継計画の提出期限が1年6月延長されます。	特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで延長
法 人 税	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の拡充	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げられます。	大綱に明記無し
	特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア(一定規模以上のもの)で、特定生産性向上設備等(仮称)に該当するものを取得・事業供用した場合、即時償却と取得価額の7%(建物、建物附属設備及び構築物は4%)の税額控除との選択適用ができることになります。	産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月末までに経済産業大臣の確認を受けた資産について適用
	研究開発税制の見直し	産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で一定時期に重点研究開発計画(仮称)につき同法の認定を受けたものの各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額がある場合には、その研究費の額の40%(特別重点産業技術試験研究費の場合は50%)の税額控除ができることになります。	産業技術力強化法の改正法の施行日から令和11年3月末までに認定を受けた法人の各事業年度について適用
	賃上げ税制の廃止・課税の強化	①全法人向けの措置は令和8年3月31日をもって廃止されます。 ②中堅企業向け(従業員数が2,000人以下である法人向け)の措置は、令和9年3月31日をもって廃止され、次の見直しが行われます。 ・原則の税額控除率(10%)が適用できる場合が、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上(現行:3%以上)の場合になります。 ・継続雇用者等給与と支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置が、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%加算され、その増加割合が6%以上である場合は、15%が加算される措置とされます。 ・教育訓練費に係る上乘措置は廃止されます。 ③中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乘せ措置は、廃止されます。	①令和8年3月31日をもって廃止 ②令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用 ③令和9年3月31日をもって廃止
消 費 税	インボイス制度に係る経過措置の見直し	①インボイス発行事業者となった一定の小規模事業者が、納税額を売上税額の2割とする特例が3割に改正の上、2年間延長されます。 ②免税事業者からの課税仕入に係る税額控除の経過措置について、控除可能割合が令和8年10月から70%、令和10年10月から50%、令和12年10月から30%とされます。	①令和10年9月30日までの日の属する各課税期間まで延長 ②令和13年9月30日まで延長